

## スポーツ施設の有効活用における提言

### ～Facility の開花～

東海大学 萩ゼミ

○君島 雄貴      稲荷山 健吾      大山 睦美  
 酒井 悠妃      里見 泰輝      田代 朋世  
 西尾 渉      西村 貴裕      細野 洋平

#### 1. 調査の動機

現在小・中学校の体育施設の開放実施率は高いとはいえない。発表者も学校の体育施設を利用する側として、開放施設の少なさ、時間帯、料金など様々な不都合を感じている。その原因として、人員の不足、予約システムの複雑化、開放実施の情報の少なさなどが挙げられる。昨年成立したスポーツ基本法第十二条では「国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置、その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とある。現状この政策は実現に向かっているとはいえない。

我々のプロジェクトでは実際に活用されている小中学校の体育施設、その中でも学校体育館に焦点を当て、その開放状況、及びその予約システム等を調査、見直しすることでより効率的な開放システムを提言するものである。また、我々の提案するシステムを全国の市区町村の学校体育施設の開放システムとして統一することで、運動実施率の向上、地域単位でのスポーツ活動の活性化などが期待できる。

#### 2. 現状

笹川スポーツ財団の「スポーツ白書 2011 年度版」、文部科学省の「体育・スポーツ施設現況調査」によると、2008 年度の時点で 98.3%の市区町村で学校開放が行われている。しかし、定期的な学校開放に限るとその数字は平日約 75%、土日は約 65%に下がる。また体育館の開放状況に限ると、保有校数が 34,859 校なのに対し、開放しているのは 30,429 校。開放率は 87.3%である。また学校体育施設の開放の頻度は表 1 の通りであり、定期的に開放を実施している学校、夜間に開放している学校の数値は決して高いとはいえない。

表 1 学校体育施設開放の頻度及び時間帯

	施設開放校数	年間を通じ定期的に曜日を決めて開放						開放の時間帯					
		月～金曜日		土曜日		日曜日		昼間のみ		夜間のみ		昼夜とも	
		開放校数	(%)	開放校数	(%)	開放校数	(%)	開放校数	(%)	開放校数	(%)	開放校数	(%)
平成19年度	66,532	37,960	57.1	38,424	57.8	37,048	55.7	21,878	32.9	9,058	13.6	35,596	53.5
平成13年度	70,938	36,660	51.7	36,323	51.2	34,713	48.9	23,683	33.4	10,517	14.8	36,738	51.8

文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」より抜粋

各市区町村では学校体育館の開放のために様々なシステムを用意し運営を行っている。しかしながら、それらの開放システムは統一されておらず、利用条件などに関して曖昧な表現などが多くみられる。その結果利用する市区町村民にとっては非常に解りづらいものになっており、スポーツを身近に親しむ環境が整備されているとはいえない。

また、利用の際に登録が必要な学校が多く、書類申請をしなければならない場合は、書類に必要事項を記入し市役所やスポーツ課まで提出する必要がある。登録も団体登録のみに限る市区町村が多く、市区町村の在住・在勤・在学者に限るという条件を設定している場合がほとんどである。一部の利用者が気軽に利用ができないという現状である。

施設利用に関する Web サイト自体も市区町村によって大きく異なり、利用者にとって大きな混乱の原因となっている。料金や開放の時間、利用条件などの開放に関する情報が解りやすく掲載され、初めての人でも気軽に予約をすることができる Web サイトを用意する市区町村がある一方、Web サイト上での学校開放に関する情報は開放を実施している学校の電話番号のみという市区町村もある。更には Web サイト自体が存在しないというケースもある。

さらに研究を進めていく中で、特定の団体によって独占的に利用されている学校があるという現状が明らかになった。これは予約システムに大きな問題があると考えられる。

このように現状では開放システムには様々な問題点があり、改善の余地があるといえる。

### 3. 各市区町村の現行システム

ここでは実際に活用されている各市区町村の開放システムをいくつかピックアップし、そのシステムの優れた点、改善すべき点を挙げていく。(以下表 2 参照。)

#### (1) Web サイト

ほとんどの市区町村で Web サイトを設けているが、予約専用の Web サイトを設けている市区町村は少ない。A 市は予約専用の Web サイトを持ち、カレンダー形式のページで予約管理を行っている。種目や施設名、利用目的から検索することができ、各小中学校の利用状況を一目で確認することができる。登録さえすればその場ですぐに利用予約ができる。

一方 B 市では、市のホームページの中に Web サイトがあるものの、学校開放の情報は開放を実施している学校の電話番号と利用料金のみで、その他の情報や予約状況をその場で確認することはできない。利用者は各自で学校に連絡し、予約状況を確認し、予約しなければならない。またこの市では、年度ごとに利用スケジュールを決めるため、利用団体は年に一度のスケジュール会議に参加することが必須である。そのためほとんどの学校はすでに利用予約がいっぱいで、特定の団体によって独占的に利用されているという現状になっている。また空いている日にちに予約を申し込んでも、年間スケジュール通りに動いているため、それ以外の予約は受け付けていないという学校が多く見られた。

#### (2) 利用登録・条件

多くの市区町村では小中学校の利用に際して、団体の登録をすることを条件としている。

これは利用者の管理や使用用途を把握するために必要なことであると考えます。しかし各市区町村で様々な登録条件を設けており、これが利用者の気軽な利用を妨げている。

登録条件に関して多く見られたものは、人数や利用者の居住場所を指定する条件である。D市では「10人以上の団体であり、その3分の2以上が在住・在学・在勤の者に限る。」という条件が課されている。さらに前述のC市では「登録の際に人数の規定はないが、学校を利用する際、利用者はすべて市内在住者に限る。」という条件を課している。またE区では「区内在住の10人以上の、学校や企業のサークル活動の目的以外の団体。」としている。これらの条件は、少人数の団体や我々学生の団体にとって達成しづらい条件である。

### (3)利用料金

料金は市によって金額が異なり、料金を請求しない市もある。A市では電気代という名目で1時間ごとに150円請求している。またD・E市では1時間あたり1200円請求しており、Webサイトには内訳は記載されていない。A市とD・E市では料金に大きな開きが見られる。一方C市では料金は無料で設定されている。C市の担当者に問い合わせたところ、「学校施設の開放は地域市民のスポーツ振興のための事業なので、金額等の負担は市で行う。」という回答を得られた。

### (4)個人利用

利用者の中には個人種目や所属する団体の個人練習のために施設の利用を希望する人もいます。E区では在住・在学・在勤者を対象に毎週日曜日に個人解放を行っている。個人開放を行っている市区町村の特徴として、事前の申し込み等は不要で無料で行われている。

一方多くの市区町村では個人解放を行っていない、もしくは個人解放に関する情報をWebサイトに記載していないという現状である。個人解放をより積極的に行うことにより、市民のスポーツ参加率、競技水準の向上が期待できる。

表2 各市区町村の開放システム(一例)

市名	予約専用Webサイトの有無	利用登録・条件	料金/時間	個人利用	強み	弱み
A市	有り	申請書類の提出 条件は記載なし	夜間のみ 150円/1h	土曜日の午前中のみ 実施している学校あり ※要相談	予約システムが 機能的	料金記載なし
B市	無し	無し	照明利用の場合のみ 300円/1h	記載なし	料金がWebサイトに 明記されている	施設予約が困難
C市	無し	申請書類の提出 人数の決まりはないが 利用者は市内在住者に限る	無料	無し (団体利用のみ)	料金が無料	利用条件が厳しい
D市	無し	登録が必要 10人以上の団体 3分の2が在学在住者	2400円/1回(2h)	記載なし	特に無し	登録条件が厳しい 料金が低い
E区	有り	登録が必要 区内在住者が 10人以上の団体 学校等のサークル活動禁止	1200円/1h	日曜日のみ	特に無し	登録・利用条件 が不便

## 4. 学校体育館の有効活用におけるシステムの提案

上記の各市区町村の学校体育施設の開放システムに関する情報をまとめ、問題点を分析

し以下に新たな学校開放システムとして提案する。

#### (1)Web サイト

予約専用のページを用意し全国で統一。3.(1)で示したように A 市の Web サイトがとても機能的であるため、そちらをベースとした Web サイトを活用する。カレンダーに 2 カ月先までの予約状況を掲示し、その場で予約を行える形にする。1 団体の予約は週に 2 日までとし、特定団体による独占的な利用を防ぐ。また、日時や場所、種目で利用可能な施設を検索する機能を付けることにより、利用者の目的にあった開放施設を提供する。

#### (2)利用登録・条件

利用の条件として、団体の利用の場合人数は 4 人以上とする。誰でも気軽に学校体育施設を利用できる環境を整えるため、市内在住等の制限は設けない。複雑な団体登録は排除し、施設予約の際の代表者の名前と連絡先のみ登録とする。また、管理のために鍵と身分証を引き換える。

#### (3)利用料金

料金は全国一律して無料とする。国民がスポーツをより身近に行える環境を整備するためのシステム提案であるため、照明使用の電気料金等の費用は国や地方自治体が負担し、利用者への金銭的負担を抑える。

#### (4)個人利用

個人開放日を週に一日必ず設ける。曜日、時間帯に関しては近隣の学校の個人開放日と被らないよう適宜設定する。また、団体利用と同様に個人開放も料金は無料とする。

#### (5)その他

多くの利用者のニーズに応えるため、利用時間を 2 つに分け二部制の形を取る。一部ごとの時間を 2 時間で区切り、放課後すぐの利用とその後の時間で利用する。

### 5. まとめ

今回は学校体育施設の有効活用のための提言として、学校体育館に焦点を当てて研究を行った。実際に今回提案したシステムのベースとなった A 市は様々なスポーツ文化が発展している都市であるため、このシステム導入によるスポーツ振興は十分に期待できると考える。今後このシステムが全国で浸透・発展することにより、日本全体でのスポーツ振興、文化の発展につながることを期待している。

#### <資料・文献>

- ・ 笹川スポーツ財団 (2011) 「スポーツ白書～スポーツが目指すべき未来～」
- ・ 文部科学省 「スポーツ基本法」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1307658.htm)
- ・ 文部科学省 「体育・スポーツ施設現況調査」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/kihonhou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm)